

【介護給付】

● 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

● 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

● 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

● 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

● 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

● 児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

★ 砂川市子ども通園センター

〒073-0168 砂川市西8条北4丁目1番1号

TEL 0125-54-3045

● 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護をする人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

● 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

● 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

● 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

● 共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。